

定 款

株式会社 バンダイナムコ ホールディングス

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社バンダイナムコホールディングスと称する。

② 英文では、Bandai Namco Holdings Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

1. 玩具、遊戯用具の企画、設計、製造、販売、輸出及び輸入
2. ソフトウェアの企画、製造及び販売
3. ゲーム用コンピュータソフトの企画開発、製造及び販売
4. 電子機器及び装置並びに電子技術応用ロボット及びマイクロコンピュータの企画、設計、製作、販売、輸出、輸入及び賃貸
5. 教育機器の企画、製造及び販売
6. 通信回線を利用したソフトウェアの提供及び販売
7. 情報通信サービス及び情報提供サービス
8. 娯楽機械の設計、製作、販売、輸出、輸入及び賃貸
9. 遊園施設の企画、設計、製作、販売、輸出、輸入、経営、賃貸及び工事請負
10. 遊技設備を備える施設の経営
11. ビデオソフト、CD及びDVD等の映像及び音楽に関する製品の企画、製作、販売、輸出、輸入及び賃貸
12. 映画、演劇、演芸及び音楽等の催物の企画、制作、興行及び販売並びに劇場の経営
13. 映画館並びに映像及び音楽関連商品の販売店の経営
14. 電気通信事業法による電気通信事業、放送法による一般放送事業及び有

線テレビジョン放送法による有線テレビ放送事業

15. 各種の菓子類、飲料、茶類その他の食品の企画、製造及び販売並びに製造指導
16. 飲食店の経営及び経営指導
17. 図書、雑誌その他印刷物の企画、製造及び販売
18. 家具、文具、事務機器及び日用品雑貨の企画、製造、販売、輸出及び輸入
19. 履物及び時計の企画、製造及び販売
20. 洋裁繊維製品、スポーツ用品及び装身具の企画、製造及び販売
21. 医薬品、医薬部外品、医療用具及び化粧品の企画、製造及び販売
22. 電気機器及びその部品並びに自動車部品の企画、製造及び販売
23. 自動販売機の企画、製造、販売、設置、賃貸、管理及び斡旋
24. 運動施設の企画、設計、製作、販売、輸出、輸入、経営及び賃貸
25. 介護保険法に定める指定居宅介護支援事業による居宅介護サービス計画の作成
26. 介護保険法に定める指定居宅サービス事業による訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護
27. 不動産の保有、賃貸借、売買、交換及び管理並びにその代理及び仲介
28. 不動産の鑑定及び斡旋
29. 損害保険代理業及び生命保険募集業
30. 芸能タレント及び映像技術者の養成に関する教室の運営
31. 芸能プロダクションの経営
32. 映像技術者の派遣及びマネージメント
33. 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬、再生及び処理業
34. 一般廃棄物及び産業廃棄物処理機器の製造及び販売
35. 広告用品及び広告設備の企画、設計、製作、販売、輸出及び輸入並びに

広告代理業

36. 一般建築並びにこれに付帯する建築設備、土木及び造園の設計、監理及び工事請負
37. 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等工業所有権並びに著作権の取得、使用許諾及び売買
38. 古物の売買及び売買の受託
39. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

② 当会社は、前項各号に記載する一切の事業を営むことを目的とする。

(本店所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、25億株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によつて、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則の定めるところに従い、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を請求することができる。

(株式取扱規則)

第 9 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続等及び手数料は、法令又は定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

(基準日)

第 11 条 当会社は、各事業年度終了の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、当該事業年度の定時株主総会において権利行使することのできる株主とする。

② 前項のほか、当会社は、株主又は登録株式質権者として権利行使すべき者を定めるために必要な場合には、取締役会の決議により、少なくとも 2 週間前までにその旨を公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その後 3 か月以内の一定の日ににおいてその権利行使すべき株主又は登録株式質権者とすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要あるごとにこれを招集する。

(招集地)

第 13 条 株主総会は、本店所在地又はこれに隣接する地のほか、東京都各区内においても招集することができる。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役が招集し、議長となる。

② 代表取締役が複数の場合は、取締役会において予め定めた順序に従い、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がその任にあたる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

② 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の他の議決権ある株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。

- ② 取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
- ④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)

第 23 条 取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 24 条 取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長 1 名を置く。また、必要があるときは取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長 1 名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が予め定めた取締役が招集し、議長となる。

② 招集権者及び議長となる取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がその任にあたる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発送する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

② 取締役会は、取締役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 29 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印若しくは署名し、又は電子署名を行う。

(取締役会規則)

第 31 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 32 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第 33 条 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 34 条 当会社は、監査等委員会を置く。

(常勤監査等委員)

第 35 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集権者)

第 36 条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。

(監査等委員会の招集通知)

第 37 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発送する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(監査等委員会の議長)

第 38 条 監査等委員会は、予め議長を定める。

② 議長となる監査等委員に事故あるときは、監査等委員会において予め定めた順序に従い、他の監査等委員がその任にあたる。

(監査等委員会の決議方法)

第 39 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもってこれを行う。

(監査等委員会の議事録)

第 40 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印若しくは署名し、又は電子署名を行う。

(監査等委員会規則)

第 41 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 42 条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 43 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(会計監査人の任期)

第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の定めがなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 46 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 47 条 当会社は、株主総会の決議により、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 48 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 49 条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

